

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊生企第21号

平成30年1月12日

再犯防止推進計画への対応について（通達）

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第7条第1項に基づき、政府が策定する再犯の防止等に関する推進計画であるが、平成29年12月15日、平成30年度から平成34年度までを対象とする「再犯防止推進計画」が閣議決定された。

本計画のうち、主に警察関係部分の概要は別添「再犯防止推進計画への対応について（通達）」（平成29年12月15日付け警察庁丁生企発第753号ほか）のとおりであるから、各所属にあっては、引き続き再犯防止に向けた取組みを推進されたい。

※ 警察庁通達「再犯防止推進計画への対応について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。